

2020年

1. 新型コロナウイルス対応のための認証審査・監査に関する重要なご連絡です。

日本検査キューエイでは、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法に基づく緊急事態宣言に関する期間延長発表(5月4日)に基づき、以下の対応を実施、継続中です。

● 審査対応に関して

原則として政府方針に沿った対応を行いますが、審査(ISO,JIS,他)に関しては組織様の立地場所によって、自粛内容や宣言期間が異なる場合がありますので、宣言期間中の審査案件に関し、審査チームリーダーから事前に連絡を入れさせていただき、組織様の審査実施に関してのご意向を確認、相談する事といたします。また、WEB会議等を活用したICT審査(遠隔審査)対応を検討しております。ICT審査(遠隔審査)の活用の程度など個別に調整しながら検討いたしますので計画管理部または審査チームリーダーにご相談ください。

● 審査登録について

本決定に伴い、認証更新期限に問題が生じる場合は、IAF ID3の適用により認証維持が可能となるよう弊社にて責任を持って対応させて頂きます。認証審査・監査の原則延期対象となる組織の皆様には、担当チームリーダーより個別にご連絡・ご調整させて頂きます。登録に関する決定は、5月11日以降につきましても引き続き継続実施いたします。なお、登録証の新規・更新発行が遅れる場合がございますので、何卒ご了解お願いいたします。

● 公開研修セミナーについて

公開研修セミナー開催は、原則 6 月以降に延期することといたしました。またお客様への訪問セミナーに関しましても、6 月以降へと延期させていただきます。なお、WEBを用いたセミナーについてのご提供を検討中でございます。弊社ウェブサイト各種ニュース・お知らせにて順次ご連絡さし上げますので、都度ご確認頂きたくお願いいたします。

● 無料セミナーについて

予定されていた無料セミナーは5月末日まで中止いたします。6月以降の無料セミナーについては開催の予定ですが、今後の状況変化により変更が生じる場合には、弊社ウェブサイト各種ニュース・お知らせにて順次ご連絡さし上げますので、都度ご確認頂きたくお願いいたします。

● 組織様とのご連絡について

審査員・スタッフ全員について引き続き原則在宅勤務といたします。出勤につきましては必要最低限度に制限しているため、当面の間(~5月31日迄)、弊社代表電話は留守番電話とさせて頂きます。組織様と弊社担当のご連絡は、原則電子メールにて対応させて頂きますのでご理解賜りたく存じます。 組織様より弊社にご連絡がある場合は、弊社ホームページお問い合わせフォームにご記入の上ご送信ください。

組織の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力賜りたく、お願いいたします。

2. 「JICQA 審査登録規則 (FSSC 及び JFS-C 固有事項)」(C510E01)を 2020 年 6 月 1 日付で改訂します。

「JICQA 審査登録規則(FSSC 及び JFS-C 固有事項)」(C510E01)を2020年6月1日付で改訂します。

【主な改訂内容】

- 1. 不適合に対する処置として、以下の通り改訂します。【C510E01 6.4 2)】
 - (1)危機的な不適合の処置
 - ・ 危機的な不適合に関して、不適合の原因、指摘事項に影響する範囲の特定及是正処置計画並びに修正処置計画を審査後 14 日以内に JICQA に提出することを追加します。
 - ・ 登録の一時停止を解除する再審査は、審査後6週間以降に実施することを追加します。

(2) 重大な不適合の処置

・ フォローアップ審査では、不適合の原因及び指摘事項に影響する範囲の特定の妥当性並び に修正処置の有効性も確認することを明記します。

(3)軽微な不適合の処置

- ・ 軽微な不適合では、不適合の原因、指摘事項に影響する範囲の特定及び修正処置も確認することを明記します。
- ・ 軽微な不適合の容認は、審査後 28 日以内に変更し、28 日を超えた場合は登録を一時停止 することを追加します。
- 2. JICQA は、組織からの下記の届出事項を受理した場合は、スキームオーナーに届け出ることを明記します。【C510E01 11.4】
 - ・ 食品安全または法的義務に関する訴訟手続き及び起訴を受けた場合
 - ・ 食品安全に関係する公開リコール、食品安全事故が発生した場合
 - ・ 食品安全に関して、法令・基準等を逸脱し、所轄官公庁等に届出、報告しなければならない事実が明らかになった場合、あるいは現に届出、報告を行った場合
 - ・ 組織に影響を与える非常事態が発生した場合

【改訂版の提供方法】

改訂版は6月1日に弊社ホームページの各種申請・様式ダウンロードページに掲載予定です。

担当:技術管理部 勝俣宏行 食品スキーム担当 細川恵莉子 E-mail:shokuhin.group@jicqa.co.jp

3. 農水省 輸出促進法関係の確認への協力機関として登録されました。

我が国の農林水産物・食品の輸出額拡大を目的として、今年度より農林水産省は、輸出促進法(内、HACCP 支援法みなし規定)の一環として、輸出事業計画に対する第三者機関による確認業務制度を開始します。

JICQA は確認業務を実施する第三者機関として、3月31日に登録されました。

国際的認証を取得していない組織が、農林水産物・食品の輸出のために工場新設、改築する際に、輸出 事業計画に上記第三者機関による確認書を添付すれば、日本政策金融公庫の融資を受けられる制度です。 第三者機関のリストについて、農水省のホームページに掲載されています。

JICQA はマネジメントシステム認証のみならず、様々な認証業務を通じて、組織様のご支援をしてまいります。

担当:営業部 光守(ミツモリ)

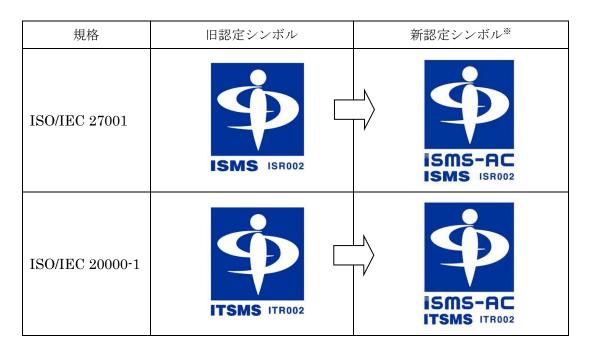
4. 旧 **ISMS-AC** 認定シンボルが使用できる期限についてお知らせします。

(本件は、ISMS、ITSMS の登録組織様が対象です)

2019年2月号のJICQAニュースレターにてお知らせしましたとおり、旧ISMS-AC認定シンボルが使用できる期限は、2020年6月30日までです。認定シンボルをご使用の組織様は、今一度使用媒体(名刺、ウェブサイト等)を確認いただき、旧ISMS-AC認定シンボルをご使用の場合は、移行期限内に新ISMS-AC認定シンボルへの切り替えをお願いします。

新旧のシンボルは下記の通りです。

※新認定シンボルは、2018年5月25日付 Ver.1 の清刷 CD-ROM に収録されています。



担当:営業部 光守(ミツモリ)



| TEL:03-5541-2751 | FAV.00 で (ARC) | TEL:03-5541-2751 |